

# あきた回帰キャンペーン展開中!

町では、県と連携して、県外に住む学生や社会人の方々の秋田での就職や定住をサポートする「あきた回帰キャンペーン」を年間を通じて展開しています。ご家族が帰省する機会に「秋田に戻ってこない?」と

呼びかけてみませんか。秋田を離れて暮らすお子さんやお知り合いで「そろそろ秋田に帰ろうかな」「秋田に住んでみたい」という方がいらっしゃいましたら、ぜひ、以下の相談窓口を紹介してください。

## 戦没者等のご遺族の皆さま 特別弔慰金(25万円の国債) 請求手続きはお済みですか?



戦没者等のご遺族に、第11回特別弔慰金が支給されます。請求期限を過ぎると、この弔慰金を受ける権利がなくなります。手続きをしていない方はお早めにご請求ください。

### ▶支給対象

戦没者等の死亡当時のご遺族で令和2年4月1日(基準日)に、「恩給法による公務扶助料」や、「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お1人に、特別弔慰金が支給されます。

- ①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
  - ②戦没者等の子
  - ③戦没者等の ①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹  
※戦没者等の死亡当時、生計関係があったこと等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
  - ④上記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)  
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。
- ▶支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債  
▶請求期間 令和5年3月31日まで  
※請求期間を過ぎると、第11回特別弔慰金を受け取ることができなくなりますので、ご注意ください。  
▶請求窓口 町住民生活課

お問い合わせ 町住民生活課 (☎852・5112)

## 令和3年2月1日(月)から軽油引取税免税証(農業用) 交付申請の(仮)受付を開始します

- 農業のために農業用機械で使用する軽油については、あらかじめ県から交付を受けた免税証を軽油購入時に販売店へ提出することにより、軽油引取税(1㍓あたり32.1円)が免税されます。
- 農業用免税軽油制度は、法律上、令和3年3月31日で終了することになっていますが、制度が継続された場合に対応するため、令和3年度使用分の免税証交付申請の(仮)受付を秋田県総合県税事務所課税部 課税第二課(秋田地方総合庁舎1階)で令和3年2月1日(月)から行います。
- 制度が継続されない場合、免税証を交付できません。制度が継続された場合、申請日に応じて4月以降に免税証を交付する予定です。
- 制度が継続された場合、免税軽油使用者証(厚紙)の有効期間は、免税軽油使用者証の交付日から3年間となりますので、交付年月日が平成30年12月以前である場合は更新申請が必要です。
- 必要書類が揃っていないまたは記入漏れがある場合、

- 受付は後回しになりますので、必要書類を揃え、全て記入したうえでお願いします。
- 共同申請には全員分の印鑑と耕作証明が必要です。また、使用者の加入または入れ替えがある場合は、更新申請が必要です。
  - すでに購入した分や作業を終えた分の軽油については、免税証を交付できません。
  - 申請書類は前回交付時にお渡ししていますが、秋田県総合県税事務所課税部 課税第二課に用意していません。
  - 本年度は郵送申請することができます。詳しくは秋田県公式サイト「美の国あきたネット」をご覧ください。
  - お越しの際はマスク着用、咳エチケットおよび手指消毒等にご協力をお願いします。
  - 秋田県公式サイト「美の国あきたネット」で必要書類、申請手続き等についてご案内しています。「秋田県 免税軽油 令和3年」で検索してください。一部の様式をダウンロードできます。

お問い合わせ 秋田県総合県税事務所課税部 課税第二課 (☎860・3341、FAX 860・3333)

## 秋田への移住・秋田での就職を全力サポート!

移住・就職相談窓口を東京と秋田に設置しています。県外にお住まいのご家族や知人で、秋田への移住や秋田での就職を考えている方に、以下の窓口をお勧め下さい。

- ▶学生就活サポート・Aターン就職相談窓口「Aターンプラザ秋田」  
ところ：都道府県会館7階県東京事務所内(東京メトロ永田町駅すぐ)  
連絡先：☎0120・122・255(月～金)9:00～17:45

### 「あきた学生就活緊急サポートデスク」を開設しました!

新型コロナウイルス感染症の影響により、不安を抱えて就職活動をしている大学生等の県内就職をサポートするため、Aターンプラザ内に緊急の相談窓口「あきた学生就活緊急サポートデスク」を開設しました。上記連絡先のほか、メールでの相談も受け付けております。相談窓口メールアドレス：arr87610@pop29.odn.ne.jp

- ▶移住・就職相談窓口 「あきたで暮らそう! Aターンサポートセンター」  
ところ：東京交通会館8階ふるさと回帰支援センター内(JR有楽町駅前)  
連絡先：☎080・9292・5195(火～日)11:15～18:00  
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、臨時休館などの場合があります。最新情報は「移住・定住ポータルサイト」をご覧ください。

- ▶Aターン就職登録・相談窓口「秋田県ふるさと定住機構」  
ところ：秋田テルサ3階(秋田市御所野)  
連絡先：☎018・826・1731(月～金)9:00～17:00



## 情報収集はこちらから

- ▶秋田県就活情報サイト「KocchAke!」(こっちゃけ)

新卒者向けの就活情報サイトです。県内企業情報や採用情報を掲載。県や市町村の就職支援イベントや各種支援制度の情報もご覧いただけます。

詳しくは

- ▶移住ポータルサイト「“秋田暮らし”はじめての一步」

移住総合情報サイトです。移住関連イベントや支援制度などを掲載。秋田暮らしのヒントが満載です!

詳しくは

## 各種支援制度もご用意!

- ▶秋田への移住で最大200万円～移住支援金～

東京圏から移住して対象法人に就業する方に、市町村と共同で移住支援金を支援する制度です。

詳しくは

- ▶最大3年間で60万円～奨学金返還助成制度～

平成31年4月以降の県内就職者を対象とした奨学金返還助成制度です。最大3年間で60万円助成します。募集人数に制限がなく、出身地は問いません。

詳しくは